

放射光産業利用試行事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、成長産業の高度化及び活性化を図るため、放射光施設を利用し、研究・技術開発を実施する県内企業に対して、放射光産業利用試行事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成長産業 ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）に示された兵庫県が重点的に育成に取り組む5つの成長産業（水素等新エネルギー（蓄電池含む）・環境、航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ、ロボット・AI・IoT、健康医療、半導体）をいう。
- (2) 事業者 民間企業、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会、特定非営利活動促進法に基づく知事の認証を受けた法人等をいう。
- (3) 放射光施設 電子などの荷電粒子を加速器で加速して発生させた、シンクロトロン放射光を利用する実験施設であり、本要綱では当該補助金の利用対象とする播磨科学公園都市にある大型放射光施設「SPRING-8」及び中型放射光施設「ニュースバル」並びにX線自由電子レーザー施設「SACLA」をいう。
- (4) 放射光施設運用機関 国立研究開発法人理化学研究所、公益財団法人高輝度光科学研究センター、公立大学法人兵庫県立大学等の施設を設置又は運用する機関をいう。

(補助対象者)

第3条 交付の対象者は、次の各号に定める全ての要件を満たす者とする。

- (1) 兵庫県内に本社を設置する事業者又は当該補助金の申請に係る研究活動を兵庫県内の事業拠点で実施する事業者
- (2) (1)の研究活動を推進するために、放射光施設をはじめて利用する事業者

(補助対象経費)

第4条 交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業者が成長産業に資する製品開発及び技術開発等を目的に、放射光施設を利用するための経費及び放射光施設の利用を前提に実施する大学、研究機関等との共同研究等の経費で、次の各号に定める経費（補助金交付申請を行う年度の年度末までに当該経費の全ての支払いを完了したものに限り。）とする。ただし、これらの経費にかかる消費税及び地方消費税は、対象経費から除くものとする。

- (1) 放射光施設使用料等の放射光施設運用機関に支払う経費

- (2) 研究資材に要する経費
- (3) 研究装置・器具に要する経費
- (4) 共同研究の実施に要する経費
- (5) 分析委託の実施に要する経費
- (6) その他前5号に規定する経費に準ずる経費で理事長が必要と認めたもの

(補助期間)

第5条 補助期間は、交付を決定した日からその日が属する年度の末日までとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、第4条に規定する経費の合計額の2分の1を限度として、予算の範囲内で理事長が決定する額とする。ただし、その額は、50万円を超えることはできないものとし、かつ、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、事業者に対して1回限りとし、過去に同補助金の交付を受けた事業者は、以降、当該補助金の交付を受けることができない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、放射光産業利用試行事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 放射光施設利用計画書（様式第2号）又はこれに準ずる書類
- (2) 放射光施設の運用機関が利用を承認する書類（放射光施設の利用申請段階にあっては提出不要）
- (3) 法人の登記事項証明書の写し
- (4) 県税に滞納がないことを証する書類「納税証明書（3）」
- (5) 補助金利用にかかる誓約書（様式第3号）
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第4号）
- (7) その他理事長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲

げる者

- 2 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付するものとする。
- 3 理事長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

- 第9条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(変更、中止又は廃止)

- 第10条 補助事業者は、第1号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）を、第2号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。
- (1) 補助事業の内容の変更（補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部を変更する場合を除く）
 - (2) 補助事業の中止又は廃止
- 2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第8号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業遂行の義務)

- 第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(遂行状況の報告等)

- 第12条 補助事業者は、理事長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、当該報告をしなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第10号）を理事長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は交付決定をした年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第11号)及びその添付書類を理事長に提出しなければならない。

(是正命令等)

第14条 理事長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第12条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第15条 理事長は、補助事業の完了に係る第13条及び前条第3項の実績報告があった場合において、内容の審査及び必要に応じて行う現地確認等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第12号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。

(交付)

第16条 理事長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第13号)により補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第17条 理事長は、補助事業者が、次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令並びにこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団等であるとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定全部(一部)取消通知書(様式第14号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 理事長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 理事長は、第15条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞利息)

第19条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を公益財団法人ひょうご科学技術協会（以下「協会」という。）に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を協会に納付しなければならない。

(補助事業の完了後状況報告)

第20条 補助事業者は、補助事業完了の翌年度からの5年間において、協会から事業状況の報告を求められたときは、当該報告をしなければならない。

(帳簿の備付け)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、事業完了後5年以内に、補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、当該取得財産等が事業完了後5年を経過している場合を除き、補

助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、事業完了後5年間、保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第23条 理事長は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は協会職員がその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(補 則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本要綱失効後も、第17条（交付決定の取消し）、第18条（補助金の返還）、第19条（加算金及び延滞利息）、第20条（補助事業の完了後状況報告）、第21条（帳簿の備付け）、第22条（財産処分の制限）、第23条（立入検査等）の規定は、令和14年3月31日まで効力を有するものとする。